

事 務 連 絡
平成21年10月8日

社会福祉施設等 御中

京都府健康福祉部介護・福祉事業課

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の報告について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課等から別添のとおり事務連絡（以下、「別添事務連絡」という）がありました。

つきましては、別添事務連絡の趣旨を踏まえ、貴法人等の社会福祉施設等におかれまして、社会福祉施設等の利用（居宅における福祉サービスの利用等を含む。）に係る消費者事故等（役務の提供等によるヒヤリハット等）が発生した場合には、別紙報告・通知経路を参照いただき、報告義務に係る根拠法令等の存在する施設等については、従来どおり根拠法令等に基づき、また報告義務がない施設等については、同報告・通知経路に基づき府又は市町村の所管行政機関への報告をお願いいたします。

なお、別添事務連絡の資料2及び資料3は添付省略しています。

担当課	介護・福祉事業課 振興担当
電 話	(075)414-4559